

I 災害時要援護者の避難支援対策について

1 災害時要援護者避難支援とは？

災害時（地震、風水害など）において、自分や家族の力だけでは避難することが困難な方々を災害時要援護者（以下「要援護者」という）と言い、こうした要援護者の避難支援を地域住民（支援者）が行うことを言います。

災害時要援護者避難支援の取組みは、いざという時のために、事前に支援者と要援護者を募り、誰（支援者）が誰（要援護者）を支援するのか組合せを行い、決めておくことが活動の中心となります。

2 災害時要援護者とはどんな人？

高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児・児童、外国人などが対象で、事前に登録する必要があります。なお、災害時の避難支援のほか、避難場所での生活においても必要に応じて周りの方の手助けが必要になります。

●高齢の方

- ・1人暮らしの方
- ・高齢者だけの世帯の方
- ・寝たきりの方
- ・認知症の方など

●障がいのある方

- ・視覚・聴覚・言語が不自由な方
- ・肢体が不自由な方
- ・内部障がいのある方
- ・精神障がいのある方
- ・知的障がいのある方など

●状況によって手助けが必要となる方

- ・妊産婦
- ・乳幼児、児童
- ・外国人など



3 支援者はどんな人？

災害が発生する恐れがある時、または発生した場合に、要援護者の避難のために支援を行う地域にお住まいの人で、年齢・性別は問いません。ただし、事前に登録していただく必要があります。

4 支援者の役割(支援内容)は？

災害情報の伝達、要援護者の安否確認、避難場所への誘導、避難場所での対応などがあります。また、日頃の声かけ、見守り活動などもとても大切です。

《主な支援内容》



重 要

- 支援者による要援護者の支援は義務ではありません。
- 支援者はまず自分の身の安全を確保することが優先です。
- 支援者が被災した場合や不在の場合は避難支援することできません。

5 どうして支援者(地域住民)が支援しなければならないの?

大きな災害が発生した直後など一刻を争う場合には、行政による個別の支援が間に合わないことが過去の災害の教訓からも明らかとなっています。このため、隣近所をはじめとした地域の主体的な対応が最も重要となっています。

このため、要援護者の避難支援は、自助や地域（近隣）の共助により取り組みを進めることができます。

⚠️ いざという時には、自助と共助が大切です。

【阪神・淡路大震災における事例】

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋などに閉じ込められ、自力で脱出できなかった約35,000人のうち、27,100人（約8割）は家族や近隣住民により救出され、7,900人（約2割）が警察・消防・自衛隊などに助け出されました。

のことからもわかるように、大規模災害時には、地域によるすばやい救助・救護・救援活動がとても重要となります。

6 どうしてこの取組みが必要なの?

近年の風水害・地震災害等においては、死者の大半が65歳以上の高齢者であるなど、災害時に要援護者の避難を支援することは、災害による人的被害を軽減するための重要な課題となっています。

⚠️ 近年の災害では犠牲者の大半が高齢者や障がいのある方です。

【近年の災害における事例】

災 害	死者・行方不明者	うち 高齢者・障がいのある方	割合(%)
H16年7月 新潟・福島豪雨など	21人	17人	81.0
H16年10月 新潟中越地震	68人	45人	66.2
H17年9月 台風14号	29人	20人	69.0
H18年7月 豪雨	30人	15人	50.0
H19年7月 新潟中越沖地震	14人	11人	78.6

7 この取組みは誰がやるの？（実施主体は？）

この取組み（要援護者・支援者の募集、組合せなど）は、町内会、自主防災組織、福祉推進委員会など地域の既存の団体が行うことを想定しています。

なお、この取組みの実施主体を「支援母体」と言います。

8 支援母体は何をすればいいの？

支援母体は、取組みのためのルールを作成し、取組みに必要となる各種案内文書・登録カードなどの作成、地域住民への取組内容の周知、支援者・要援護者情報の収集、両者の組合せなどを行います。

※ 詳細については、5ページ「取組みの流れ」、21ページ「Ⅳ 災害時の支え合いハンドブック（概要版）」をご覧ください。

9 支援者や要援護者は日頃何をすればいいの？

いざという時に、支援者による要援護者の避難支援を円滑に行うため、日頃から、支援者と要援護者は互いにコミュニケーションを取り、顔見知りになることが何よりも大切です。

普段から、お互いに挨拶や会話などを通じて交流を深めましょう。

